

事 務 連 絡
平成 26 年 11 月 21 日

都道府県
各 指定都市 保育士養成施設担当 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

指定保育士養成施設における保育実習の対象施設について

保育施策の推進については、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、指定保育士養成施設における保育実習の対象施設に関する次の表の左欄の照会内容に対しては、同表右欄のとおり回答しておりますので、貴管内の指定保育士養成施設に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

照 会 内 容	回 答
子ども・子育て支援新制度の施行に伴う改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（改正後の認定こども園法）に基づく幼保連携型認定こども園は、保育所と同様に指定保育士養成施設における保育実習の対象施設となるのか。	改正後の認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園については、保育所と同様に指定保育士養成施設における保育実習施設の対象（「保育実習Ⅰ」「保育実習Ⅱ」の保育所と同じ取扱い）とする予定です。 ※追って「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成 15 年 12 月 9 日雇児発第 1209001 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正をいたします。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
保育課 保育士対策係
電 話：03-5253-1111（内線：7958）
E-mail：yamamoto-daisaku@mhlw.go.jp